

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、平板状ダイヤモンドを製造・販売する企業として、優れた物性を持つダイヤモンドを広く応用できるようにすることで、社会の環境問題やエネルギー問題の解決の一端を担うことで貢献することを通じて、「株主」、「役員」、「社会」、「取引先」等の全てのステークホルダーから支持され続けるために、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、意思決定の迅速化、経営の透明性・公正性を高めていく必要があると考えております。

そのために、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底など、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実・向上を経営上の重要な課題であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| 藤森 直治 | 1,050,000 | 7.99 |
| 竹内工業株式会社 | 911,000 | 6.94 |
| Cornes&Company Limited | 585,000 | 4.45 |
| 旭ダイヤモンド工業株式会社 | 550,000 | 4.19 |
| CBC株式会社 | 444,000 | 3.38 |
| 株式会社SBI証券 | 348,000 | 2.65 |
| BOFAS INC OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 Bofa証券株式会社) | 345,000 | 2.63 |
| 加茂 睦和 | 300,000 | 2.28 |
| 株式会社榎屋 | 300,000 | 2.28 |
| 三星ダイヤモンド工業株式会社 | 300,000 | 2.28 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 グロース |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | その他製品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 北城 格太郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 光田 好孝 | 学者 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|---|
| 北城 格太郎 | | | 北城格太郎氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の代表取締役社長等の経歴と経済団体の代表幹事の経験及び各種のベンチャー企業の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有しており、経営者としての経験や経営に関する見識を豊富に有していることから、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、社外取締役に選任しております。 |
| 光田 好孝 | | | 光田好孝氏は、ダイヤモンドに関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関わる豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験を有しております。同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、当社の研究開発へ客観的視点から有益な助言を行っていただくとともに、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、社外取締役に選任しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。内部監査は、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施しております。また、監査役監査は、監査役会で策定された監査計画等に基づいて、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

| | |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 岡田 宗久 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 池見 達穂 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 大松 信貴 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 岡田 宗久 | | | 岡田宗久氏は、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズでの常勤監査役業務経験と監査役としての職責を果たすための幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、社外監査役に選任しております。 |
| 池見 達穂 | | | 池見達穂氏は、日本アイ・ピー・エム株式会社での管理部門での業務経験と管理業務に関する幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、社外監査役に選任しております。 |
| 大松 信貴 | | | 大松信貴氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有し、加えて上場企業の社外取締役並びに社外監査役としての実績があることから、当社の業務執行の適法性を監査することができると判断し、社外監査役に選任しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 5名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|--------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入、その他 |
|---------------------------|--------------------|

該当項目に関する補足説明

当社のこれまでの業績および今後の企業価値向上への貢献度等を総合的に判断し、ストックオプションを付与しております。金銭報酬とは別に、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社株式を割当てる制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社のこれまでの業績および今後の企業価値向上への貢献度等を総合的に判断し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬総額及び監査役の報酬総額を有価証券報告書にて開示しております。報酬等の総額が1億円以上の者はありませんので、個別報酬の開示は行なっていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、役員報酬規程に基づき取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。なお、その算定方法等は、本人の職責及び実績を鑑みて決定しております。監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、総務部門が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長藤森直治とし、代表取締役社長を含む常勤取締役3名、社外取締役2名の計5名で構成されており、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。

当社の取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、各取締役からそれぞれが管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行うとともに、経営に関する諸問題の討議の場となっております。

(2)監査役会

当社の監査役会は、議長を常勤監査役とし、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会については、原則、毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を行っております。

また、監査役は当社の取締役会にも出席しており、取締役の業務執行の監督、監視を行っております。

会計監査人や内部監査室と綿密に連携を取りながら、継続して監査の質の向上を図ってまいります。

(3)経営会議

当社の経営会議は、議長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長にて構成されており、常勤監査役も出席しております。
 当社の経営会議は、原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。
 当社の経営会議では、前月の経営状況解析、予算の制定、改訂等、投資及び融資、重要な契約、大口受注等の重要事項の審議をしております。

(4)リスク管理委員会
 当社のリスク管理委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長により構成されており、常勤監査役も出席しております。
 当社のリスク管理委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。
 当社のリスク管理委員会では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的とし、発生したリスク及び予想されるリスクの評価や対応等に関する審議をしております。

(5)コンプライアンス委員会
 当社のコンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、常勤監査役、各部長、内部監査室長により構成されております。
 当社のコンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。
 当社のコンプライアンス委員会では、発生したコンプライアンス上の問題点及び予想されるコンプライアンス上の問題点の対応等を審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が監査役会設置会社を選択する理由は、業務執行と監査機能を分離することが、牽制機能を最大限に発揮させ、経営の透明性が確保されると考えているためです。また監査役会の活動を通じて、当社を取り巻く事業環境の変化や、業務内容の多様化にスピーディーに対応し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実強化を図ることが可能になると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、招集通知の発送を早期化すべく取り組んでまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 定時株主総会の開催は毎年6月下旬としており、より多くの株主にご出席いただけるよう、第一集中日を避けるよう留意してまいります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2023年6月23日開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を導入いたしました。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後検討すべき事項と考えております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを作成しており、当社ホームページで開示しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けの説明会を定期的を開催することを、今後検討すべき事項としております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的を開催しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 今後検討すべき事項と考えております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページ上において、有価証券報告書、決算短信等決算情報、株主総会の招集通知、適時開示書類、財務データ、各種プレゼンテーション資料等を掲載しております。 | |

IRに関する部署(担当者)の設置

IR活動は総務部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社では、「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社の企業活動で発生する二酸化炭素量を低減すべく、様々な施策を講じてゆきます。コンプライアンス、内部統制、リスクマネジメントの徹底により、働きやすい職場の形成と、地域への配慮を行ってゆきます。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 株主・投資家の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに対して、企業情報開示の適正性、適時性の確保を目的に「金融商品取引法」「東京証券取引所規則」「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」、その他関連法規や規則に準拠するだけでなく、重要事項に関しては公平性を確保し、適時適切に開示することを、基本方針としております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社の取締役及び従業員(以下「役職員」と総称する)が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。取締役は、当社のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、職員やその他の当社を構成する人に対し、適切な研修体制を設ける。

ロ 当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、直接連絡できる内部通報窓口を設ける。

当社は内部通報制度を整備し、当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、役職員は社内外に設置された通報窓口へ直接通報することができる。窓口へ寄せられた情報は、当社代表取締役社長または各部署の責任者により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 「リスク管理規程」において、当社のリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対処する確かな管理・実践を行う。

ロ 当社のリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスクを統括・管理する。リスク管理委員会は、当社のリスク状況について、取締役会に報告する。

ハ 各部及び個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は検討の進捗を委員会に報告する。

ニ 内部監査部門は、当社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

(d) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を定め、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 当社は社内規程として、組織規程、職務権限行使基準等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

ロ 当社は、定例取締役会を毎月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の取締役及び執行役員が出席する執行役員会を原則取締役会開催日に併せ開催する。

ハ 当社の業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定し、その目標達成に向け具体的な方針・戦略を立案・実行する。

(f) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重する中で、グループの企業価値を持続的に向上できるように、グループにおける内部統制システムを整備する。

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社取締役会等への定期的な報告を行うとともに、当社監査役等による監査等を通じて、子会社における業務を監視・監督する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社において、当社のリスク管理体制に準拠したリスク管理体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するとともに、子会社の事業を取り巻く様々なリスクを把握し、適正に管理する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社のグループ経営管理に関する規程等に則り、子会社は職務権限行使基準等を策定し、効率的に子会社の取締役の職務の執行が行われることを確保する。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社においてコンプライアンス体制を適切に構築及び運用させるものとし、子会社における財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制体制を構築及び運用させる。

(g) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人(以下「監査担当者」という。)を置き、監

査役は監査業務の補助を指示することができる。この場合、監査担当者は、監査役からの指示に基づく業務を実行中において、監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

(h) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行わないものとする。

(i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(j) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の代表取締役社長と定期的な会合を持ち、また、当社の会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を定め、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じないことを基本的な方針とし、次のような取組を実施しております。

- ・対応する統括部署および統括責任者を定め、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、組織的かつ適正に対応しております。
- ・反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をしております。
- ・各種契約書、取引約款等に、反社会的勢力の排除条項について記載するものとしております。

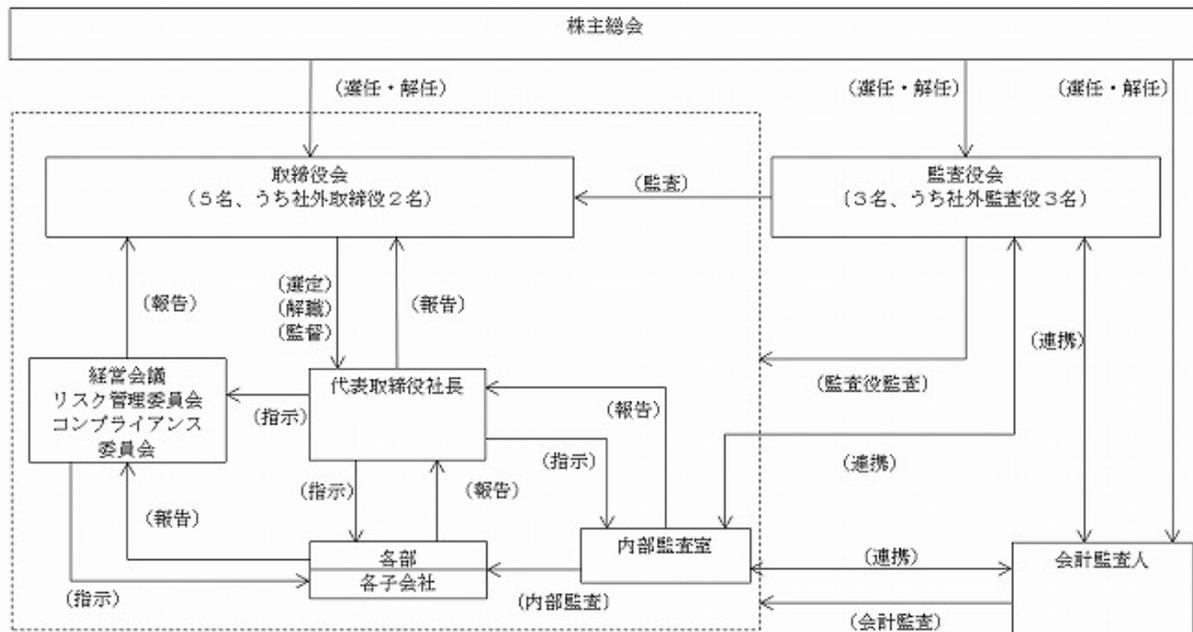
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

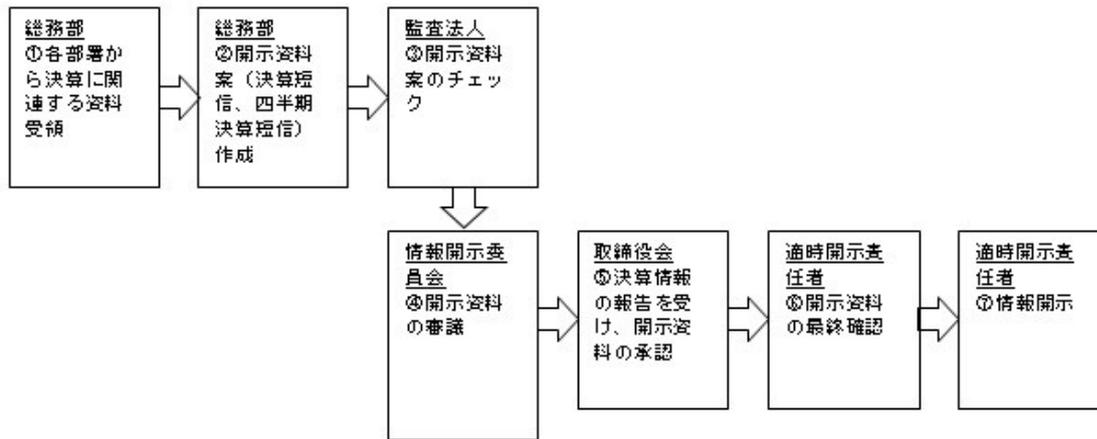
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決算に関する情報等>



<当社に係る決定事実に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>

